

公示第208号  
令和8年3月30日

業者各位

支出負担行為担当官  
防衛装備庁長官官房会計官付  
経理室長 中村 恵一  
(公印省略)

公示

入札及び契約心得の一部を、別添のとおり改正し、令和8年4月1日以降に締結する契約から適用しますので、お知らせします。

添付書類：新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙様式第50</p> <p>知的財産の取扱いに関する特約条項</p> <p style="text-align: center;">(知的財産権等の定義)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>7</u> この契約書において「外国関係主体」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）</p> <p>(2) 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）</p> <p>(3) 外国籍又は外国永住権を有する者（業務従事者として甲の同意を得た者を除く。以下「外国籍者」という。）</p> <p>(4) 外国法人等又は外国籍者により直接保有されるその議決権の数と他の会社を通じて間接に保有される議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合が100分の50以上に相当する会社</p> <p>(5) 外国籍者が役員又は役員で代表する権限を有する者のいずれかの過半数を占める法人その他の団体</p> <p>(6) 雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約に基づき、外国政府等若しくは外国法人等の指揮命令に服する者又はこれらに対して善</p>	<p style="text-align: center;">別紙様式第50</p> <p>知的財産の取扱いに関する特約条項</p> <p style="text-align: center;">(知的財産権等の定義)</p> <p>第1条 [同左]</p> <p>2～6 [同左]</p> <p>[項を加える。]</p>

管注意義務（本契約と関係する可能性がないものを除く。）を負う者

(7) 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当事者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ており、又は得ることを約している者

(8) 日本国における行動に関し、外国政府等の指示又は依頼を受け、又は受ける外国法令上の義務を負う者

8 この契約書において「秘密」とは、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する装備品等秘密及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安全情報をいう。

9 この契約書において「保護すべき情報」とは、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。

10 この契約書において「秘密等」とは、秘密及び保護すべき情報をい

[項を加える。]

[項を加える。]

[項を加える。]

う。

(知的財産の帰属)

第2条 甲は、乙が次の各号、第3項及び第4項、次条から第9条まで並びに第18条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面(別記様式1)で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第2号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

(1)~(3) [略]

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利(以下「専用実施権等」という。)の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令(平成12年政令第206号)第2条第3項で定める場合(当該第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。)を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

(知的財産の帰属)

第2条 甲は、乙が次の各号、第3項及び第4項、次条から第9条まで並びに第18条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面(別記様式1)で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第2号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

(1)~(3) [同左]

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利(以下「専用実施権等」という。)の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令(平成12年政令第206号)第2条第3項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

(5) この契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。

2～5 [略]

(乙に帰属する著作物の公表の承認等)

第3条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、既に当該新研究成果が公となっている場合及び乙がこの契約に係る業務の全部又は一部

(5) この契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。以下同じ。）が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。

2～5 [同左]

(乙に帰属する著作物の公表の承認等)

第3条 [同左]

2 [同左]

3 前2項の規定は、既に当該新研究成果が公となっている場合及び乙がこの契約に係る業務の全部又は一部

を請け負わせた第三者に開示する場合には、適用しない。

4 第1項の規定に基づく申請は、著作権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、第三者への開示が知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合（開示先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときには、乙が、第三者に開示したことを遅滞なく甲に報告することをもって、これに代えることができる。

5・6 [略]

（乙に帰属する産業財産権の出願に係る承認等）

第4条 [略]

2 甲は、前項の規定により、同項第1号に掲げる特許出願に係る申請を受けた場合において、当該出願の内容が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に關す

を請け負わせた第三者に開示する場合において、適用しない。また、当該著作権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、第三者への開示が当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合であるとき、乙は、第2項の申請に替えて第三者に開示したことを遅滞なく甲に報告するものとし、甲による承認を要しない。ただし、開示先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

[項を加える。]

4・5 [同左]

（乙に帰属する産業財産権の出願に係る承認等）

第4条 [同左]

2 甲は、前項に基づく承認の申請の内容が発明の特許出願である場合において、当該発明の内容が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に關する法律（令和

る法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第70条第1項に規定する保全指定を受けることを想定するのであれば出願を承認できると判断する場合、乙に対して同法第66条第2項前段の規定による申出を出願とともにを行い、同法第70条第1項に規定する保全指定を受けることを想定した特許出願を行うこと及び第5条第4項の規定に従うことに同意するか、書面にて問うものとする。この場合において、乙は、甲の問いに対し同意するときは、書面によりその旨回答するとともに、甲の指示に基づき、内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する命令（令和5年内閣府・経済産業省令第5号）第2条第1項の申出に係る書類（以下「保全審査申出書類」という。）その他必要な書類を作成し、甲に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、次に掲げるところにより事前に甲の承認を書面（別記様式3）により申請することにより、同項第1号に掲げる特許出願であって、保護すべき情報を含む内容の出願に係る承認の申請を行うことができる。

(1) 乙は、経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を出願とともにを行い、同法第70条第1項に規定する保全指定を受けることを要望する旨を当該書面に記載すること。

4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第70条第1項に規定する保全指定を受けることを想定するのであれば出願を承認できると判断する場合、乙に対して同法第66条第2項前段の規定による申出を出願とともにを行い、同法第70条第1項に規定する保全指定を受けることを想定した特許出願を行うこと及び第5条第4項の規定に従うことに同意するか、書面にて問うものとする。

3 前項に基づく甲の問いに対し、乙が同意する旨書面にて回答した場合、乙は、甲の指示に基づき、内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する命令（令和5年内閣府・経済産業省令第5号）第2条第1項に規定する申出書その他必要な書類を作成し、甲に提出しなければならない。

(2) 乙は、第1項第1号に掲げる資料を当該書面に添えること。

(3) 乙は、保全審査申出書類を当該書面に添えること。

(4) 特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第36条第1項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に関する情報の流出を防止するための措置に関する基本指針（令和5年4月28日閣議決定）第1章第2節第1号に規定する類型を踏まえた上で、申出に係る発明が経済安全保障推進法第67条第1項に規定する発明に該当すると考える理由を保全審査申出書類に具体的に明記すること。

(5) 承認の申請に係る特許出願を防衛省又は防衛装備庁の職員と共同してする場合にあっては、当該特許出願をすること及び申請の内容について当該職員と調整を終えていること。

4 [略]

5 甲は、必要に応じて乙に出願内容の修正を指示することができ、また、乙は、甲の指示に基づき出願内容を修正の上、その出願内容を甲に提出しなければならない。また、前項の規定に基づく修正を含め、乙が第1項又は第3項の規定に基づき甲の承認を申請したときに添えた発明等

4 [同左]

5 甲は、必要に応じて乙に出願内容の修正を指示することができ、また、乙は、甲の指示に基づき出願内容を修正の上、その出願内容を甲に提出しなければならない。また、前項の規定に基づく修正を含め、乙が第1項の規定に基づき甲の承認を申請したときに添えた発明等の内容を修

の内容を修正し、それを甲に提出した場合には、甲は、乙が提出した修正後の発明等の内容を第1項又は第3項の規定に基づく乙の申請に添えられたものとして取扱う。

6 乙は、第1項又は第3項に基づく甲への申請に対する甲の承認を得た後でなければ、第2条第1項の規定に基づき甲が産業財産権を譲り受けなかったとした新研究成果に関する産業財産権の出願又は設定登録の申請を行ってはならない。また、乙は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項の定めを免れ得るものと捉えてはならない。

7 乙は、第2項の規定により又は第3項に基づく甲への申請により甲の承認を得た場合において前項の出願を行うときは、第2項又は第3項の規定に従って作成した保全審査申出書類を用いて経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行わなければならない。この場合において、当該出願に必要な書類に保護すべき情報が含まれるときは、書面（紙）により出願する（電子出願をしない）ものとする。

8 [略]

9 第2項又は第3項に該当する場合において、乙は、当該発明の内容を、経済安全保障推進法第67条第1項に記載された発明に該当する可能性の程度が高いものとして、適正に管理しなければならない。

（乙に帰属する技術資料の取扱い）

第6条 [略]

正し、それを甲に提出した場合には、甲は、乙が提出した修正後の発明等の内容を第1項の規定に基づく乙の申請に添えられたものとして取扱う。

6 乙は、第1項に基づく甲への申請に対する甲の承認を得た後でなければ、第2条第1項の規定に基づき甲が産業財産権を譲り受けなかったとした新研究成果に関する産業財産権の出願又は設定登録の申請を行ってはならない。また、乙は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項の定めを免れ得るものと捉えてはならない。

7 第2項に基づく甲の問いに対し乙が同意する旨書面にて回答していた場合において、乙は、前項の出願を行うとき、当該出願とともに第3項で作成した申出に係る書類を用いて経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行わなければならない。

8 [同左]

9 第2項に該当する場合において、乙は、当該発明の内容を、経済安全保障推進法第67条第1項に記載された発明に該当する可能性の程度が高いものとして、適正に管理しなければならない。

（乙に帰属する技術資料の取扱い）

第6条 [同左]

2・3 [略]

4 第2条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかった新研究成果の内容を、乙が公開又は第三者に開示しようとするときは、第3条第1項から第4項までの規定を準用する。

(乙に帰属する知的財産権の移転)  
第7条 乙は、この契約に係る知的財産権(その専用実施権等を含む。以下この条において同じ。)を甲以外の第三者に移転しようとする場合には、事前に移転先の第三者がこの特約条項を承継することを約定する乙と当該第三者との間の契約書を添えて、移転承認申請書(別記様式6)を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併若しくは分割により移転する場合又は当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合(移転先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。)であるときは、この限りでない。

2～5 [略]

(乙に帰属する知的財産権の実施許諾)  
第8条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合には、事前に実施許諾承認申請書(別記様式8)を甲に提出し、承認を得るととも

2・3 [同左]

4 第2条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかった新研究成果の内容を、乙が公開又は第三者に開示しようとするときは、第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(乙に帰属する知的財産権の移転)  
第7条 乙は、この契約に係る知的財産権(その専用実施権等を含む。以下、この条において同じ。)を甲以外の第三者に移転しようとする場合(当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。)には、事前に移転承認申請書(別記様式6)を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、移転先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

2～5 [同左]

(乙に帰属する知的財産権の実施許諾)  
第8条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合(当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は

に、乙が行う第2条、第3条、本条及び第18条の規定の履行に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併若しくは分割により実施許諾先を変更する場合又は当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合（実施許諾先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときは、この限りでない。

なお、第2条第1項に基づき乙が申請した際に確約した同項第2号又は第3号の規定に基づき、甲が乙に甲の指定する第三者への許諾を求めた場合においては、当該甲の承認を得たものと見なす。この場合において、乙は、「実施許諾承認申請書」とあるのを「実施許諾報告書」と読み替えた書面により、甲に報告するものとする。

2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等を設定しようとする場合は、専用実施権等設定承認申請書（別記様式9）を甲に提出し、その承認を得るとともに、乙が行う第2条、第3条、本条及び第18条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併若しくは分割により専用実施権

分割により実施許諾先を変更する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合を除く。

）には、事前に実施許諾承認申請書（別記様式8）を甲に提出し、承認を得るとともに、乙が行う第2条、第3条、本条及び第18条の規定の履行に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、実施許諾先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

なお、第2条第1項に基づき乙が申請した際に確約した同項第2号又は第3号の規定に基づき、甲が乙に甲の指定する第三者への許諾を求めた場合においては、当該甲の承認を得たものと見なす。この場合において、乙は、「実施許諾承認申請書」とあるのを「実施許諾報告書」と読み替えた書面により、甲に報告するものとする。

2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等を設定しようとする場合（当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により専用実施権等の設定先を変更する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）は、専用実施権等設定承認申請書（別記様式9）を甲に提出し、そ

等の設定先を変更する場合又は当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合（専用実施権等の設定先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときは、この限りでない。

3 [略]

（甲に帰属する著作物の取扱い）

第10条 [略]

2 乙は、前項の規定に基づき甲の許諾を得た後でなければ、当該新研究成果の内容を公開又は第三者に開示することができない。また、公開に際しては、第3条第6項の規定を準用する。

3 [略]

（甲に帰属する技術資料の取扱い）

第12条 [略]

2～4 [略]

5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第3項ただし書の

の承認を得るとともに、乙が行う第2条、第3条、本条及び第18条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、専用実施権等の設定先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならぬ。

3 [同左]

（甲に帰属する著作物の取扱い）

第10条 [同左]

2 乙は、前項の規定に基づき甲の許諾を得た後でなければ、当該新研究成果の内容を公開又は第三者に開示することができない。また、公開に際しては、第3条第5項の規定を準用する。

3 [同左]

（甲に帰属する技術資料の取扱い）

第12条 [同左]

2～4 [同左]

5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条及び次条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第3項た

規定は、この項において準用する。

### 別記様式第3

発簡番号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
分任支出負担行為担当官 殿  
(物別官室長 気付)

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先

産業財産権出願申請書

下記の契約に係る（特許の出願、実用新案登録の出願、意匠登録の出願、回路配置利用権の設定登録の申請）について、知的財産の取扱いに関する特約条項第4条（第1項、第3項）の規定に基づき申請します。

#### 記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願予定国名
- 6 その他（特約条項第4条第3項の規定に該当する特許出願の場合は、経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全審査を受けることを要する旨を記載）

関連文書：1 別記様式1の発簡番号及び発簡年月日  
2 特約条項第2条第1項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

添付書類：1 発明等の概要を説明する資料  
2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書（特約条項第4条第3項の規定に該当する特許出願の場合は、加えて保全審査申出書類）、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

### 別記様式第4

発簡番号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
分任支出負担行為担当官 殿  
(物別官室長 気付)

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の契約に係る（特許の出願、実用新案登録の出願、意匠登録の出願、回路配置利用権の設定登録の申請）を行ったので、知的財産の取扱いに関する特約条項第5条第1項の規定に基づき通知します。

#### 記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願日
- 6 出願番号
- 7 出願した国名

関連文書：別記様式3の発簡番号及び発簡年月日

添付書類：1 特許庁が発行した受領書（写）  
2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書（特約条項第4条第7項の規定に該当する特許出願の場合は、加えて保全審査申出書類）、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

だし書の規定は、この項において準用する。

### 別紙記様式第3

発簡番号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
分任支出負担行為担当官 殿  
(物別官室長 気付)

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先

産業財産権出願申請書

下記の契約に係る（特許の出願、実用新案登録の出願、意匠登録の出願、回路配置利用権の設定登録の申請）について、知的財産の取扱いに関する特約条項第4条第1項の規定に基づき申請します。

#### 記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願予定国名

関連文書：1 別記様式1の発簡番号及び発簡年月日  
2 特約条項第2条第1項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

添付書類：1 発明等の概要を説明する資料  
2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

### 別記様式第4

発簡番号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
分任支出負担行為担当官 殿  
(物別官室長 気付)

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の契約に係る（特許の出願、実用新案登録の出願、意匠登録の出願、回路配置利用権の設定登録の申請）を行ったので、知的財産の取扱いに関する特約条項第5条第1項の規定に基づき通知します。

#### 記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願日
- 6 出願番号
- 7 出願した国名

関連文書：別記様式3の発簡番号及び発簡年月日

添付書類：1 特許庁が発行した受領書（写）  
2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

備考 表中の [ ] の記載は注記である。